

県営住宅入居要件等の見直しについて

建築住宅課公営住宅室

1 見直しの必要性（背景）

(1) 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」により、人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた取組を推進する上で、県内への移住支援は大きな柱として位置付けられている。

県外からの移住者やUターンする若者等にとって、県内での生活の基盤となる住まいの確保は大きな課題と考えられ、移住時の収入面への不安等を考慮すれば、低所得層を入居の対象とする県営住宅が、こうした転入者の受け皿となることが十分考えられる。

(2) 県営住宅の整備においても、平成 28 年度新規事業として、子育て家庭、ひとり親家庭の支援と人口定着、移住促進の観点から、既存住戸を活用して子育て世帯が安心して住める住宅にリノベーションするモデルプランを開発し、平成 29 年度以降に順次導入していく。

（住みたくなる県営住宅リノベーションモデル事業）

<参考>

- 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」の基本方針（該当部分抜粋）
 - ・ 人生を楽しむことができる多様な働き方・暮らし方の創造
 [突破策] → 子どものいる家庭や女性などの視点を大切にした官民一体での移住の促進
 - ・ 信州創生を担う人材の確保・育成
 [突破策] → 地域社会・産業で必要とされるクリエイティブな人材の育成・確保
 (U・Iターン)

2 県営住宅の入居要件における課題

(1) 現行の条例で規定する入居資格 <県営住宅に関する条例第 4 条第 1 項>

- ① 県内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。 [居住・勤務地要件]
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族（中略）があること。 [同居親族要件]
- ③ 公営住宅法 23 条各号に掲げる条件を具備する者であること。 [収入要件]
- ④ その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が（中略）暴力団員でないこと。

(2) 移住を促進する上での課題

上記①の居住・勤務地要件により、県内に居住の実績がなく勤務先もない状態の県外からの転入者は、転居する住宅の選択肢として、直接県営住宅に応募することはできず、事前に県内に住所を移す、または県内での勤務先を決めなければならないという負担が生じてしまい、移住の促進という面で障害となっている。

（なお、現行の取扱いでは、勤務地要件に限り、内定があれば認める弾力的な運用を行っている。）

3 他都道府県における「居住・勤務地要件」の規定状況

(1) 規定の有無 (H27.6 長野県調査)

| 規定の有無 | | 有の場合の県外からの申込受付 | | 受け付ける場合の根拠 |
|--------|-----------|----------------|----|--|
| 有 | 17 | 場合によって受付 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先が内定している(9) ・近隣に親族が居住(1) |
| | | 受け付けない | 7 | |
| 無 | <u>30</u> | | | |
| うち中途廃止 | 4 | | | |

(2) 規定を設けていない主な理由 (H27.10 三重県調査)

- ・ 「真に住宅に困窮する者への的確な供給を図る」という公営住宅法の趣旨を踏まえて規定をしていない。(山形県、富山県等)
- ・ 都道府県の役割は市町村を補完し広域の転居に対応すべきであり、申込資格に住所地要件を求めるべきではない。(徳島県)
- ・ 住所地を問わず広く住宅困窮者を受け入れるため。(北海道、愛知県等)
- ・ 県外居住者であっても県への移住者であり住宅困窮者であれば拒む理由がない。(高知県)
- ・ やむを得ない事情により県内に移住してくる者の入居を阻むこととなるため。(石川県)
- ・ 人口定住を促進する観点からUターン希望者の入居を認めるため。(島根県、長崎県)

4 県営住宅入居要件等の見直しの方向性

(1) 以下の点を勘案し、県外からの県営住宅への入居申込みを可能とすることで、県内における住居確保の選択肢を広げ、移住しやすい環境を整えるため、現行の居住・勤務地要件を撤廃する。(県営住宅に関する条例の改正が必要)

- ・ 総合戦略の推進による人口定着のための施策展開への支援
- ・ 住宅困窮者に対する住まいのセーフティネットという本来の公営住宅の役割
- ・ 市町村の枠、さらには都道府県の枠を超えた広域的な対応は県が担うという役割

(2) 移住者の県営住宅への受け入れにあたっては、関係機関と連携して、住居の確保と県内での就業や子育てなどを一体的にサポートする体制をつくる。

- ・ 東京、名古屋、大阪の移住推進員との連携
- ・ 市町村の生活就労支援センター(まいさぼ)の活用 等